

# くらしのちえ

第169号

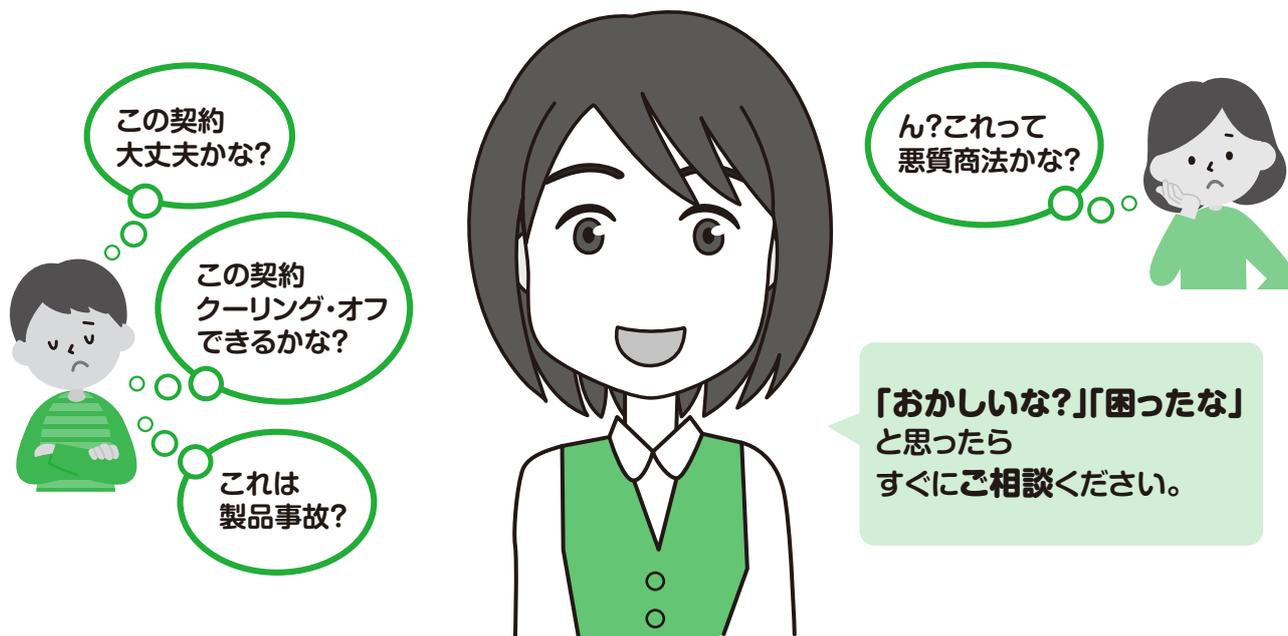
2018年  
5月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

こんにちは

## 台東区消費生活センター

です



相談電話 **03-5246-1133** 相談時間 月～金 9時～16時

(祝日・年末年始を除く)

相談場所 台東区役所9階⑦窓口

秘密厳守・相談無料です!

### 「台東区消費生活センター」をご存知ですか?

消費生活センターは、悪質商法によるトラブルや商品やサービスに関する苦情・問合せ、家電製品を始めとする製品事故、表示に関する事など、消費生活に関するご相談を受ける窓口です。

私たちが毎日何気なく行っている消費活動の中で起きてしまうトラブルについて、専門の資格を持った相談員が公正な立場から問題解決に向けた助言などを行っています。

相談方法は? 電話又は来所にてご相談をお受けしております。メールでのご相談は受け付けておりません。

相談できるのは? 区内在住・在勤・在学の方

## どんな相談があるの？

### 【点検商法】

水道の点検と言って訪れた業者から「この水は体によくない。この浄水器を付ければ大丈夫」と言われ高額な契約をしてしまった。



### 【訪問購入】

「くつや衣服の不用品を買い取ります」と電話があったのでOKした。家に来た業者は、依頼した物には目もくれず「貴金属などはないか」と言い、指輪を安く買い取って行った。



### 【通信販売のトラブル】

インターネットで「お試し価格」の健康食品を1回のつもりで申し込んだら、4回購入を条件にした定期購入になっていた。



### 【マルチ商法】

SNSで知り合った人から「高収入になる」と誘われ借金をしてネットワークビジネスを始めたが全くもうからず、借金の返済もできない。



### 【修理サービスのトラブル】

急にトイレが水漏れをしたのでポストにチラシが入っていた水道業者に連絡したら、便座交換など不要な工事をされて、高額な金額を請求された。



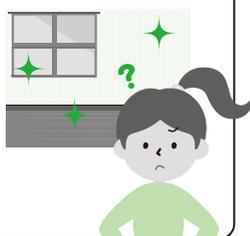
### 【架空請求】

ショートメッセージに知らない番号から「未納料金のお知らせ」「24時間以内に連絡がない場合は訴訟する」とメールがあり、あわてて連絡をしたら覚えのない高額な料金を請求された。



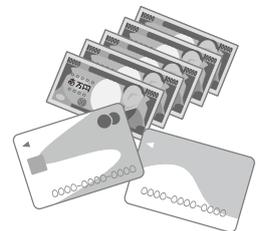
### 【賃貸住宅のトラブル】

4年間住んだ賃貸住宅を先日退去した。ルームクリーニングやクロス張替えなどの原状回復費用の請求書が届いたが、思いがけず高額だった。



### 【多重債務】

生活が苦しかったので複数のカードで借金をしていた。毎月の返済額が大きくなり、返済ができなくなってしまった。



## 相談前に準備してほしいこと

契約書やパンフレットなど、契約日、商品名、金額、購入先などがわかるものをお手元に準備していただくと、相談員が相談内容をスムーズに確認することができます。

## 相談できない内容もあるの？

消費生活センターは、事業者と消費者の間に生じたトラブルについて相談を受ける窓口です。

このため ○個人間のトラブル(金銭の貸し借り、売買契約など)

○近隣関係(騒音、土地の境界線など)

○労働問題

○人間関係、家族間のトラブル

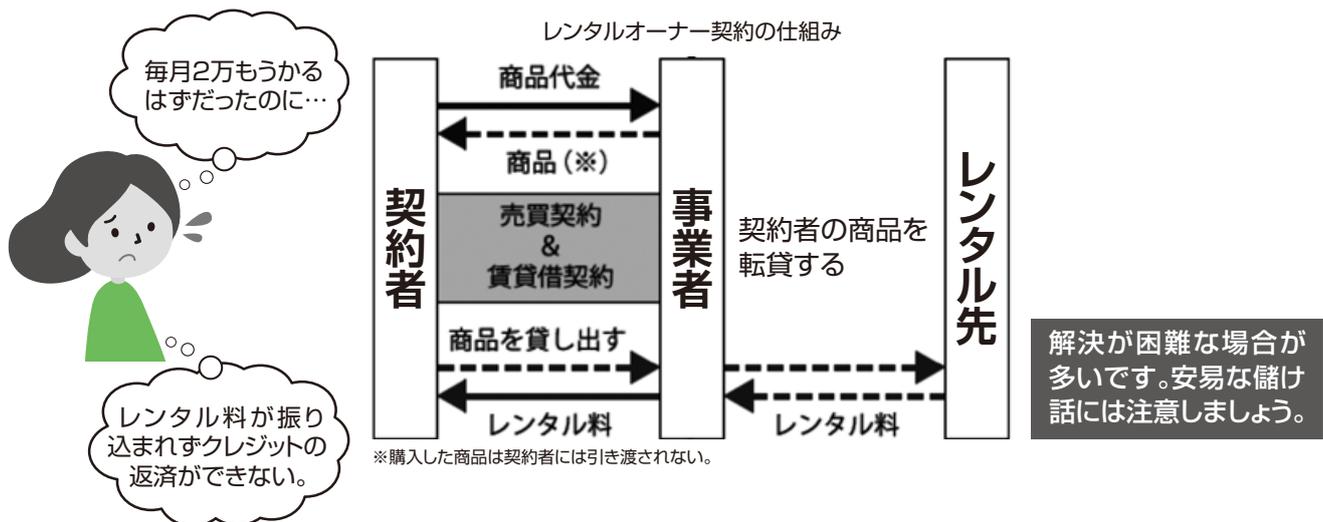
○事業を行っている方からの事業に関する相談      などは受け付けられません。

## 最近こんなトラブルも発生しています。ご注意ください!

### 【レンタルオーナー契約によるトラブル】

SNSで知り合った友人が「エステの機器を購入してレンタルに出すと、5年間毎月レンタル料が10万円入る。エステも無料で受けられる」と言うのでいい話だと思った。「クレジットを組んで、毎月約8万円を返済しても手元に2万円が残る」と言われ、勧められたとおりクレジットカードを2枚作り、エステ機器を購入した。

最初の数か月はレンタル料が振り込まれていたが、その後事業者が倒産して連絡が取れなくなった。レンタル料が振り込まれず、クレジットの返済ができない。



## 被害に遭わないために

こんな点に注意しましょう。

- 1 ウマイ話はありません!ご注意ください!
- 2 不要と思ったら「いません」「NO!」とはっきり断りましょう。
- 3 すぐには契約をしないで、必ず周囲の人(家族・友人など)に相談しましょう。
- 4 個人情報簡単に教えないようにしましょう。
- 5 「おかしい!」と思ったらすぐに台東区消費生活センターへ!



## 消費生活センターで行っているそのほかの事業

### ●消費者講座「暮らしに役立つ講座」

消費者の皆様にご覧いただきたい内容をテーマに講座を開催しています。

### ●「出前講座」

相談員が区内で行われる集会やグループでの集まりに出向いて消費生活に関わる講座を行っています。小人数の集まりでも構いません。ご希望の方は消費生活センターへご連絡ください。

### ●消費生活サポーターの養成と活動

平成27年度より「台東区消費生活サポーター養成講座」を開始しました。サポーターの皆さんは「おしかけ出前講座」や消費生活展などで啓発活動を行っています。

# 参加者募集中!

講座の申込・問合せ先 暮らしの相談課消費者担当 電話(5246)1144

サポーターになって地域で一緒に活動しませんか

## 『台東区消費生活サポーター養成講座』

### 消費生活サポーターって?

悪質商法をはじめとする様々な消費者被害を未然に防止するため、区が実施する出前講座など住民の方々に対する啓発活動にご協力いただくボランティアの方の事です。

### サポーターになるには?

「台東区消費生活サポーター養成講座」で消費生活について学び、消費者力検定で3級以上を目指していただきます。

### 「台東区消費生活サポーター養成講座」

契約や悪質商法、衣食住に関する知識、家計管理などを学びます。

〈期間〉平成30年 **6月21日(木)～12月13日(木)** 期間内に講座10回、検定試験1回があります

〈時間〉午後1時30分～午後3時30分 〈会場〉台東区生涯学習センター 会議室

〈費用〉受講料は無料 ただし、テキスト代及び検定受験料(6千円程度)は自己負担

〈託児〉対象/生後6ヶ月から就学前のお子様 定員/8名程度

〈締切〉5月31日(木)

## 5月・6月の『暮らしに役立つ講座』

### 5月 初めての資産形成 編

●5月28日(月) 開催 『私にもできるかな?「NISA ニーサ」・「iDeCo イデコ」～制度のポイント、お得な税制優遇とは～』

●5月31日(木) 開催 『NISAやiDeCoを利用するための「投資信託」とは?～そのしくみと留意点～』

上記講座はそれぞれ【午前の部】と【夜の部】があります。(講座内容は同じです)

【午前の部】〈時間〉午前10時～午前11時30分 〈会場〉台東区生涯学習センター4階407研修室

【夜の部】〈時間〉午後6時30分～午後8時 〈会場〉台東区生涯学習センター3階301研修室

〈講師〉NPO法人金融と証券を学習する会講師 後藤修平 氏

〈託児〉【午前の部】には託児があります。対象/1歳から就学前のお子様 定員/6名程度

※託児希望の場合は、開催日1週間前までにお申し込みください。

### 6月 住まい 編

●6月11日(月) 開催 『トラブル事例から学ぶ ～高齢者向け住まいの種類と選び方のポイント～』

〈時間〉午後2時～午後3時30分 〈会場〉台東区生涯学習センター3階301研修室

〈講師〉(公社)全国有料老人ホーム協会 稲田順一 氏

●6月16日(土) 開催 『親子で考えよう 実家の片づけ』

〈時間〉午後2時～午後3時30分 〈会場〉台東区生涯学習センター3階301研修室

〈講師〉(一社)実家片づけ整理協会 渡部亜矢 氏

〈託児〉6月11日・16日の講座とも託児があります。対象/1歳から就学前のお子様 定員/6名程度

※託児希望の場合は、開催日1週間前までにお申し込みください。

